

令和8年2月市議会建設水道委員会資料

第13号議案 令和8年度長崎市一般会計予算

目次	ページ
≪4款 衛生費 3項 上水道費≫	
1 水道事業会計繰出金について	2
2 水道事業会計繰出金対象事業一覧表（対前年度予算比較）	3
【参考】水道広域化推進事業（新浄水場共同整備事業）	4～5
【参考】DX技術を活用した管路施設に係る点検・調査の対象事業	6
【参考】令和8年度当初予算総括表及び算定方法等	7～10
≪8款 土木費 5項 都市計画費≫	
3 下水道事業会計繰出金について	11
4 下水道事業会計繰出金対象事業一覧表（対前年度予算比較）	12
【参考】令和8年度当初予算総括表及び算定方法等	13～23

上下水道局
令和8年2月

1 水道事業会計繰出金について

予算説明書

ページ	款	項	目	番号	事業名	予算額
	4	3	1			
206～207	衛生費	上水道費	上水道費	1-1	繰出金 水道事業会計繰出金	千円 224,122

(1) 概要

- ・「地方公営企業繰出金について（通知）」（総務副大臣通知）に基づき、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化すること等を目的とした繰出金

(2) 財源内訳

（単位：千円）

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	地方債※	その他	一般財源
224,122	—	89,900	—	134,222

※ 一般会計出資債 水道広域化推進事業：充当率50%（交付税措置率60%）

■地方公営企業繰出金の根拠規定

地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入（料金）をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入（料金）のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 水道事業会計繰出金対象事業一覧表(対前年度予算比較)

(単位：千円)

項目	内 訳	内 容	算 定 方 法	繰出金に対する 交付税算入率	8年度 当初予算 (A)	7年度 当初予算 (B)	増 減 (A)-(B)	増減理由
負	企業債利息	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合整備事業に係る利子償還金の1/2	『特別交付税』 50%	9,362	9,021	341	
		簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業に係る利子償還金の1/2ほか	通常分：50% 臨時措置分：100%	2,057	3,199	△1,142	企業債の償還が進み、利子償還金が減少することによる減
担	辺地債利息	辺地に係る公共的施設の整備計画に 基づく事業	公営企業に係る特別会計で発行した辺地債に係 る利子償還金	80%	322	—	322	公営企業に係る特別会計で発行した辺地債の償還が開始することに伴 う皆増
	児童手当	児童手当法に基づく児童手当の給付 に要する経費の一部 (支給対象職員数：55人)	○3歳未満は、支給額15,000円のうち9,000円 (6,000円は事業主負担) ○3歳以上は、支給額全額 ・3歳～高校生年代まで 10,000円 ○第3子以降について※ ・0歳～高校生年代まで 30,000円 ※多子加算のカウント方法は、22歳までの子 について、カウント対象とする。		11,932	11,842	90	対象児童が増加したことによる増
金	負担金計 ①				23,673	24,062	△389	
出	水道広域化推進事業 (新浄水場共同整備事業)	水道広域化推進事業 (新浄水場共同整備事業)	対象事業費の1/2	元利償還 60%	89,900	—	89,900	水道広域化推進事業の対象事業となる新浄水場共同整備事業につい て、R7年度に契約締結し、対象事業が開始されることによる皆増
	D X技術を活用した管路施 設に係る点検・調査	上下水道管路に係る点検・調査の効 率化を進めていくために、D X技術 を活用した点検・調査	対象事業費の1/2	『特別交付税』 50%	17,100	—	17,100	A I 管路老朽度評価業務委託の実施に伴う皆増
	公営企業の脱炭素化推進事 業	公営企業の脱炭素化推進事業	対象事業費の1/2	元利償還 30%～50%	—	4,500	△4,500	対象事業費の皆減
	企業債償還金	国庫補助対象事業 (簡易水道再編推進事業分)	水道施設統合整備事業 に係る元金償還金の1/2	『特別交付税』 50%	54,789	54,704	85	
		簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業に係る 元金償還金の1/2ほか	通常分：50% 臨時措置分：100%	37,760	52,158	△14,398	一部償還が満了したことに伴い、元金償還金が減少することによる減
辺地債償還金	辺地に係る公共的施設の整備計画に 基づく事業	公営企業に係る特別会計で発行した辺地債に係 る元金償還金	80%	900	—	900	公営企業に係る特別会計で発行した辺地債の償還が開始することに伴 う皆増	
金	出資金計 ②				200,449	111,362	89,087	
合 計 (①+②)					224,122	135,424	88,698	

【参考】水道広域化推進事業（新浄水場共同整備事業）

1 事業の概要

- ・長崎市と長与町は、将来の水需要を踏まえ、新たな浄水場を共同で整備し、あわせて双方の複数の老朽化した浄水場を廃止することで、施設の更新費用の縮減と経営基盤の強化を図ることとしている
- ・また、財源の確保や民間活力導入によるコスト縮減効果等を目的としてDBO方式を採用

事業名	長崎市・長与町新浄水場共同整備事業
事業主体	長崎市上下水道局（共同事業者：長与町水道局）
事業手法	DBO方式（設計・施工・運転管理一括発注方式）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新浄水場整備 ・場外施設整備（配水池、ポンプ場整備、既存浄水場改良） ・管路整備（導・送・配水管路） ・新浄水場の運転維持管理業務及び場外施設保守点検業務
事業期間	令和7年度～令和29年度 <ul style="list-style-type: none"> ・新浄水場供用開始 令和15年4月 ・運転維持管理期間 令和15年度～令和29年度（供用開始から15年間）



新浄水場共同整備イメージ図

【参考】水道広域化推進事業（新浄水場共同整備事業）

2 令和8年度の業務内容

(単位:千円)

業務	内容	事業費
新浄水場共同整備事業 (調査設計業務)	(共同施設、長崎市・長与町単独施設) 測量、試掘調査等 基本設計 詳細設計	383,476
新浄水場共同整備事業設計監理 業務委託	(土木、建築、電気、機械、管路) 設計協議調整、資料審査 現地立会 基本設計図書審査 詳細設計図書審査	※建設受託費 (長与町負担分) 131,343

3 財源内訳

年度	事業費	財源内訳				
		企業債※1	出資金※2	国庫補助金※3	その他※4	自己資金
R8	383,476	89,900	89,900	72,303	131,343	30

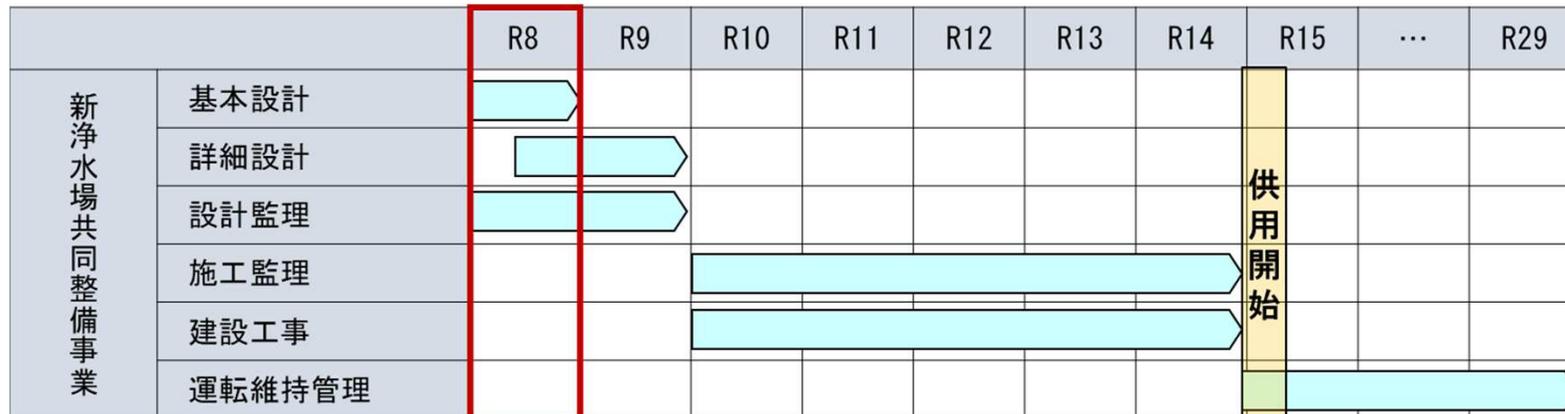
※1 充当率100%

※2 一般会計出資金（水道広域化推進事業費の1/2）（交付税措置率 60%）

※3 防災・安全交付金（水道施設再編推進事業 補助率1/3）

※4 建設受託金（長与町：131,343千円）

4 事業スケジュール



【参考】DX技術を活用した管路施設に係る点検・調査の対象事業

事業名	予算額
A I 管路老朽度評価業務委託	34,200 千円

(ア) 概要

- ・ 管路データ（布設年、管種、破損履歴等）、環境データ（土質、降水量、人口密度等）、受注者が蓄積した腐食調査や漏水調査データを学習させたAIを活用して、管路の破損リスクを診断し、老朽度を評価するもの

(イ) 効果

- ・ 管路や環境データ、破損履歴等からAIが総合的に判断し評価を行うことで、これまでより高い精度で老朽化による破損リスクが評価可能
- ・ 全ての管路の老朽度評価結果がシステムで一括で順位付けされるため、更新計画の作成に係る職員の事務作業量が削減

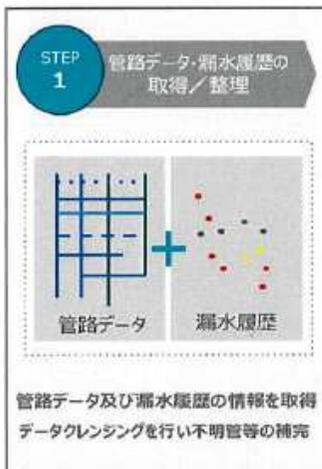
(ウ) 財源内訳

配水施設整備事業費（1,450,000千円）の一部
A I 管路老朽度評価業務委託に係る分のみ記載
(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳	
		出資金※	自己資金
単独	34,200	17,100	17,100

※DX技術を活用した管路施設に係る点検調査
充当率50%（交付税措置率 50%）

(1) 管路、破損・漏水履歴のデータ提供



(2) 管路の劣化・腐食に影響を与える環境データ活用



(3) 破損・漏水事例等を学習したAIが老朽度評価



(4) 老朽度評価結果を地図上で表示



【出典】フラクタジャパン(株)AI管路劣化診断システム資料抜粋

【参考：令和8年度当初予算総括表及び算定方法等（水道事業会計）】

(1) 収益的収入（税込）

（単位：千円・％）

款	項	目	令和8年度		令和7年度		差 引 増 減	
			当 初 (A)	構成比	当 初 (B)	構成比	(A) - (B)	増減率
1	水道事業	収益	10,891,489	100	11,019,119	100	△ 127,630	△ 1.2
		(うち一般会計繰出金)	(23,673)		(24,062)		(△ 389)	△ 1.6
	1	営業収益	9,457,406	86.8	9,568,616	86.8	△ 111,210	△ 1.2
		1 給水収益	9,020,008	82.8	9,140,271	82.9	△ 120,263	△ 1.3
		2 受託工事収益	4,829	0.0	4,435	0.1	394	8.9
		3 負担金	426,294	3.9	421,023	3.8	5,271	1.3
		(うち一般会計繰出金)	(11,932)		(11,842)		(90)	0.8
		4 補助金	6,251	0.1	2,865	0.0	3,386	118.2
		5 その他の営業収益	24	0.0	22	0.0	2	9.1
	2	営業外収益	1,392,285	12.8	1,449,604	13.2	△ 57,319	△ 4.0
		1 受取利息	62,725	0.6	36,840	0.4	25,885	70.3
		2 負担金	11,741	0.1	12,220	0.1	△ 479	△ 3.9
		3 加入金	173,130	1.6	168,612	1.5	4,518	2.7
		4 長期前受金戻入	1,108,301	10.2	1,091,104	9.9	17,197	1.6
		5 雑収益	36,388	0.3	140,828	1.3	△ 104,440	△ 74.2
	3	特別利益	41,798	0.4	899	0.0	40,899	1,000以上
		1 固定資産売却益	41,795	0.4	896	0.0	40,899	1,000以上
		2 過年度損益修正益	2	0.0	2	0.0	—	—
		3 その他特別利益	1	0.0	1	0.0	—	—

(2) 資本的収入 (税込)

(単位：千円・%)

款	項	目	令和8年度		令和7年度		差 引 増 減	
			当 初 (A)	構成比	当 初 (B)	構成比	(A) - (B)	増減率
1	資本的収入		1,197,406	100	743,998	100	453,408	60.9
	(うち一般会計繰出金)		(200,449)		(111,362)		(89,087)	80.0
	1	企業債	289,900	24.2	227,000	30.5	62,900	27.7
	2	出資金	200,449	16.7	111,362	15.0	89,087	80.0
		1 他会計出資金	200,449	16.7	111,362	15.0	89,087	80.0
	3	工事負担金	145,524	12.2	129,222	17.4	16,302	12.6
		1 他会計負担金	24,479	2.1	62,954	8.5	△ 38,475	△ 61.1
		2 その他負担金	121,045	10.1	66,268	8.9	54,777	82.7
	4	補助金	221,403	18.5	185,937	25.0	35,466	19.1
		1 国庫補助金	221,403	18.5	185,937	25.0	35,466	19.1
	5	固定資産売却代金	205	0.0	157	0.0	48	30.6
	6	基金収入	6,782	0.6	5,974	0.8	808	13.5
	7	基金繰入金	1,800	0.1	9,253	1.2	△ 7,453	△ 80.5
	8	有価証券収入	200,000	16.7	70,000	9.4	130,000	185.7
	9	建設受託金	131,343	11.0	5,093	0.7	126,250	1,000以上
	一般会計繰出金合計		224,122		135,424		88,698	65.5

(3) 算定方法等

区分	対象事業名等	内容	算定方法等	予算算定
負担金・補助及び交付金	企業債利息	国庫補助対象事業（簡易水道再編推進事業分）	国庫補助の対象となった統合事業のために発行された企業債の利子償還金の2分の1	対象となった企業債の利子償還金 18,725,115円 $18,725,115 \times 1/2 = 9,362,557円 \div 9,362千円$
		簡易水道事業（旧町地区分）	簡易水道事業のために発行された企業債の利子償還金の2分の1 なお、臨時措置分として発行された企業債については、利子償還金の相当額	簡易水道事業のための企業債の利子償還金 3,980,427円 $3,980,427 \times 1/2 = 1,990,214円 \div 1,990千円$ -① 臨時措置分として発行した企業債の利子償還金 67,373円 $\div 67千円$ -② ①+②= <u>2,057千円</u>
	辺地債利息	辺地に係る公共的施設の整備計画に基づく事業	公営企業に係る特別会計で発行した辺地債に係る利子償還金	辺地債の利子償還金 322,149円 $\div 322千円$
	児童手当	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部	○3歳未満は、支給額15,000円のうち9,000円 ○3歳以上は、支給額全額 ・3歳～高校生年代まで 10,000円 ○第3子以降について※ ・0歳～高校生年代まで 30,000円 ※多子加算のカウント方法は、22歳までの子について、カウント対象とする。	支給児童数：93人 支給額： <u>11,932千円</u>
負担金計 ①				23,673千円

(3) 算定方法等

区分	対象事業名等	内容	算定方法等	予算算定
投資及び出資金	水道広域化推進事業	水道広域化推進事業	対象事業費の2分の1	新浄水場共同整備事業費 国庫補助対象事業費 216,909千円 国庫補助金 72,303千円 $216,909 - 72,303 = 144,606$ 千円 $144,606 \times 1/2 = 72,303$ 千円-① 国庫補助対象外(単独)事業費 35,224千円 $35,224 \times 1/2 = 17,612$ 千円-② ①+②=89,915千円≒ <u>89,900千円</u>
	DX技術を活用した管路施設に係る点検・調査	上下水道管路に係る点検・調査の効率化を進めていくために、DX技術を活用した点検・調査	対象事業費の2分の1	AI管路老朽度評価業務委託 対象事業費 34,200千円 $34,200 \times 1/2 = 17,100$ 千円
	企業債償還金	国庫補助対象事業(簡易水道再編推進事業分)	国庫補助の対象となった統合事業のために発行された企業債の元金償還金の2分の1	対象となった企業債の元金償還金 109,579,487円 $109,579,487 \times 1/2 = 54,789,744$ 円≒ <u>54,789千円</u>
	企業債償還金	簡易水道事業(旧町地区分)	簡易水道事業のために発行された企業債の元金償還金の2分の1 なお、臨時措置分として発行された企業債については、元金償還金の相当額	簡易水道事業のための企業債の元金償還金 74,570,221円 $74,570,221 \times 1/2 = 37,285,111$ 円≒ <u>37,285千円</u> -① 臨時措置分として発行した企業債の元金償還金 475,399円≒ <u>475千円</u> -② ①+②= <u>37,760千円</u>
金	辺地債償還金	辺地に係る公共的施設の整備計画に基づく事業	公営企業に係る特別会計で発行した辺地債に係る元金償還金	辺地債の元金償還金 900千円
出資金計 ②				200,449千円
合計 (①+②)				224,122千円

3 下水道事業会計繰出金について

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款 8	項 5	目 4	番号		
254～255	土木費	都市計画費	公共 水道費	1-1	繰出金 下水道事業会計繰出金	千円 3,960,304

(1) 概要

- ・「地方公営企業繰出金について（通知）」（総務副大臣通知）に基づき、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化すること等を目的とした繰出金
- ・集落排水事業の赤字部分に対する収支補てんなど、一般会計との取り決めによる繰出金

(2) 財源内訳

（単位：千円）

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
3,960,304	—	—	—	3,960,304

■地方公営企業繰出金の根拠規定

地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入（料金）をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入（料金）のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

4 下水道事業会計繰出金対象事業一覧表（対前年度予算比較）

（単位：千円）

項目	内 訳	内 容	算 定 方 法	繰出金に対する 交付税算入率	8年度当初 予算（A）	7年度当初 予算（B）	増 減 (A) - (B)	増減理由
負 担 金	雨水処理負担金	雨水処理に要する経費	雨水処理施設の維持及び作業に要する経費（雨水排水費計上額）	—	52,973	58,195	△5,222	雨水排水費の対象事業費の減少による減
	水質管理負担金	下水の水質保全に要する経費	排水設備の検査等に要する人件費（一般職1人）	—	6,271	6,060	211	
	普及促進負担金	水洗便所の普及促進に要する人件費	人件費（一般職3人、再任用職員1人）の2分の1	—	11,451	10,996	455	
	不明水処理負担金	污水管に流入する不明水（雨水や地下水等）の処理に要する経費	污水处理に係る経費のうち、不明水の処理に要していると見込まれる経費	—	3,136	24,180	△21,044	算定対象である污水处理にかかる経費の減少による減
	児童手当負担金	児童手当法に基づく児童手当の給付に要する経費の一部（支給対象職員数：39人）	○3歳未満は、支給額15,000円のうち9,000円（6,000円は事業主負担） ○3歳以上は、支給額全額・3歳～高校生年代まで 10,000円 ○第3子以降について※ ・0歳～高校生年代まで 30,000円 ※多子加算のカウント方法は、22歳までの子について、カウント対象とする。	—	9,745	8,302	1,443	対象職員及び児童が増加したことによる増
	企業債利子負担金	対象となる企業債の利子償還金の一部	下水道事業債（雨水分）の利子償還金ほか	元利償還 35%～100%	126,946	138,508	△11,562	企業債の償還が進んだことに伴う利子償還金の減
	汚水公費負担金	分流式下水道事業の資本費（汚水に係る企業債の元利償還金）のうち、使用料でなく公費で負担すべきもの	公共下水道事業は元利償還金の0.4 特定環境保全公共下水道事業及び集落排水事業は元利償還金の0.7	元利償還 16%～44%	1,442,899	1,569,499	△126,600	対象となる元金償還金及び支払利息が減少したこと等による減
高資本費対策負担金	資本費が著しく高額になっている下水道事業のうち、公費で負担すべきもの	農業集落排水事業について対象事業費の一部	通常分 9%	37,374	80,338	△42,964	特定環境保全公共下水道事業が供用開始から30年経過し、繰出対象外となったことによる減	
負担金計 ①					1,690,795	1,896,078	△205,283	
補 助 金	普及促進補助金	水洗便所の普及促進を目的とする補助金ほか	水洗便所改造費補助（市民税非課税世帯）ほか	—	12,316	13,107	△791	
	収支補てん補助金	農業集落排水、漁業集落排水事業に対する収支補てん	農業集落排水、漁業集落排水事業の収支が不足する額	—	168,197	150,597	17,600	使用料等の収入の減少による増
	集落排水事業統合推進補助金	集落排水事業を公共下水道事業に統合する事業に対する補助金	集落排水と公共下水道の接続に要する経費ほか	—	23,594	6,698	16,896	対象事業費が増加したこと及び企業債の借入により元利償還金が増加したことによる増
補助金計 ②					204,107	170,402	33,705	
出 資 金	企業債元金等	雨水及び汚水に係る企業債元金償還ほか	企業債の元金償還金に相当する額、雨水建設事業に係る経費ほか	元金償還 35%～100%	2,065,402	2,083,107	△17,705	企業債の償還が進んだことにより元金償還金が減少したことによる減
	出資金計 ③					2,065,402	2,083,107	△17,705
繰出金計（① + ② + ③）					3,960,304	4,149,587	△189,283	

【参考：令和8年度当初予算総括表及び算定方法等（下水道事業会計）】

(1) 収益的收入（税込）

（単位：千円・％）

款	項	目	令和8年度		令和7年度		差引増減	
			当初 (A)	構成比	当初 (B)	構成比	(A) - (B)	増減率
1		下水道事業収益	12,516,196	100	12,717,515	100	△ 201,319	△ 1.6
		（うち、一般会計繰出金）	(1,873,132)		(2,060,041)		(△ 186,909)	△ 9.1
	1	営業収益	9,779,050	78.1	9,960,818	78.3	△ 181,768	△ 1.8
		1 下水道使用料	8,194,615	65.5	8,225,427	64.7	△ 30,812	△ 0.4
		2 負担金	1,368,877	10.9	1,524,380	12.0	△ 155,503	△ 10.2
		（うち、一般会計繰出金）	(1,368,877)		(1,524,377)		(△ 155,500)	△ 10.2
		3 補助金	215,497	1.7	210,965	1.6	4,532	2.1
		（うち、一般会計繰出金）	(180,513)		(163,704)		16,809	10.3
		4 その他の営業収益	61	0.0	46	0.0	15	32.6
	2	営業外収益	2,737,138	21.9	2,727,712	21.5	9,426	0.3
		1 受取利息	52,668	0.4	19,975	0.2	32,693	163.7
		2 負担金	324,670	2.6	372,069	2.9	△ 47,399	△ 12.7
		（うち、一般会計繰出金）	(323,742)		(371,960)		(△ 48,218)	△ 13.0
		3 長期前受金戻入	2,355,084	18.8	2,327,521	18.3	27,563	1.2
		4 雑収益	4,716	0.1	8,147	0.1	△ 3,431	△ 42.1
	3	特別利益	8	0.0	28,985	0.2	△ 28,977	△ 100.0
		1 固定資産売却益	1	0.0	1	0.0	—	—
		2 過年度損益修正益	6	0.0	8	0.0	△ 2	△ 25.0
		3 その他特別利益	1	0.0	28,976	0.2	△ 28,975	△ 100.0

(2) 資本的收入 (税込)

(単位：千円・%)

款	項	目	令和8年度		令和7年度		差引増減	
			当初 (A)	構成比	当初 (B)	構成比	(A) - (B)	増減率
1	資本的收入		6,930,365	100	6,974,187	100	△ 43,822	△ 0.6
	(うち、一般会計繰出金)		(2,087,172)		(2,089,546)		△ 2,374	△ 0.1
	1	企業債	2,523,400	36.4	3,346,000	48.0	△ 822,600	△ 24.6
	2	出資金	2,087,172	30.1	2,089,546	30.0	△ 2,374	△ 0.1
		1 他会計出資金	2,087,172	30.1	2,089,546	30.0	△ 2,374	△ 0.1
	3	受益者負担金・分担金	13,357	0.2	9,105	0.1	4,252	46.7
	4	工事負担金	286,990	4.2	96,336	1.4	190,654	197.9
		1 他会計負担金	285,190	4.1	94,536	1.4	190,654	201.7
		2 その他負担金	1,800	0.1	1,800	0.0	—	—
	5	補助金	1,886,901	27.2	1,335,112	19.1	551,789	41.3
		1 国庫補助金	1,886,901	27.2	1,335,112	19.1	551,789	41.3
	6	補償金	72,298	1.0	85,297	1.2	△ 12,999	△ 15.2
	7	貸付金償還金	10,245	0.2	12,790	0.2	△ 2,545	△ 19.9
		1 水洗便所改築資金 貸付金償還金	10,245	0.2	12,790	0.2	△ 2,545	△ 19.9
	8	固定資産売却代金	2	0.0	1	0.0	1	100.0
	9	有価証券収入	50,000	0.7	—	0.0	50,000	皆増
一般会計繰出金 合計			3,960,304		4,149,587		△ 189,283	△ 4.6

(3) 算定方法等

区分		対象事業名等	算定方法等	予算算定
企	一			
負担金		雨水処理負担金	【内容】 雨水処理に要する経費 雨水処理に要する維持管理費相当額	雨水排水費予算計上額と同額 <u>52,973千円</u>
		水質管理負担金	【内容】 下水の水質保全に要する経費 下水道に排除される下水の規制に要する経費 排水設備の検査等に要する人件費（一般職1人）	一般職分平均給与費 <u>6,271千円</u>
		普及促進負担金	【内容】 水洗便所の普及促進に要する人件費 人件費（一般職3人、再任用職員1人、会計年度任用職員0人）の2分の1	一般職分平均給与費 6,271,000円 再任用職員給与費 4,088,558円 会計年度任用職員経費 0円 $(6,271,000円 \times 3 + 4,088,558円 + 0円) \times 1/2$ $\doteq 11,450,779円 \doteq \underline{11,451千円}$
		不明水処理負担金	【内容】 污水管に流入する不明水（雨水や地下水等）の処理に要する経費 処理にかかった費用に総処理水量に含まれる見込んだ地下水量を超える不明水の割合分をかけたもの	処理にかかった費用 (処理場費の薬品費、動力費等) 1,244,558,139円 - ③ 総処理水量 42,985,756m ³ - ① 有収水量 35,731,201m ³ - ② 見込んだ地下水量を超える不明水 (総処理水量 - 有収水量 × 1.2) $(① - ② \times 1.2) \times (③ / ①) \doteq 3,136,017円 \doteq \underline{3,136千円}$

区分		対象事業名等	算 定 方 法 等	予 算	算 定
企	一				
負 担 金	負 担 金	児童手当 負担金	【内容】 児童手当の給付に要する経費の一部	支給児童数：36人 <u>9,745千円</u> ○3歳未満は、支給額15,000円うち9,000円 ○3歳以上は、支給額全額 ・3歳～高校生年代まで 10,000円 ○第3子以降について※ ・0歳～高校生年代まで 30,000円 ※多子加算のカウント方法は、22歳までの子について、 カウント対象とする	
		雨水処理 利子負担金	【内容】 対象となる企業債の利子償還金の一部 雨水処理に要する経費（資本費）	雨水分企業債利子 44,661,624円 ≒ <u>44,662千円</u>	
		下水道普及特別 対策事業 利子負担金	【内容】 対象となる企業債の利子償還金の一部 普及特別対策に要する経費の55%	普及特別対策分利子償還額×55% 32,805,261円×55% = 18,042,893円 ≒ <u>18,043千円</u>	
		臨時財政特例債 利子負担金	【内容】 対象となる企業債の利子償還金の一部 臨時財政特例債等の償還に要する経費	臨時財政特例債分利子償還額 18,249円 ≒ <u>18千円</u>	
		緊急下水道整備 特定事業 利子負担金	【内容】 対象となる企業債の利子償還金の一部 緊急下水道整備特定事業に要する経費	下水道事業債（臨時措置分）利子償還額 1,529,922円 ≒ <u>1,530千円</u>	
		下水道事業債 特別措置分利子 負担金	【内容】 対象となる企業債の利子償還金の一部 下水道事業債（特別措置分）に要する経費	下水道事業債（特別措置分）利子償還額 59,249,344円 ≒ <u>59,249千円</u>	

区分		対象事業名等	算定方法等	予算	算定
企	一				
負債金	負債金	脱炭素化事業 利子負担金	【内容】対象となる企業債の利子償還金の一部 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費	脱炭素化事業債利子償還額 165,193円 ≒ <u>165千円</u>	
		過疎対策事業債 利子負担金	【内容】対象となる企業債の利子償還金の一部 過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるために起こした地方債の元利償還に要する経費	公共：過疎債利子償還額 352,707円 ≒ <u>353,000円</u> 農集：過疎債利子償還額 39,356円 ≒ <u>39,000円</u> 漁集：過疎債利子償還額 29,165円 ≒ <u>29,000円</u> 計 <u>421千円</u>	
		広域化推進事業 利子負担金	【内容】広域化・共同化に要する資本費の一部（し尿・集排） 広域化・共同化に要する経費	公共 4,444,000円－① 特環 230,000円－② 基準内①×0.6≒2,666,000円－③ ②×0.8＝184,000円－④ ③+④＝2,850,000円 ≒ <u>2,850千円</u>	
		公営企業会計 適用債 利子負担金	【内容】公営企業会計適用債利子償還額 公営企業会計適用債利子に要する経費	農集：5,970円×0.7≒4,179円 ≒ <u>4,000円</u> 漁集：5,991円×0.7≒4,194円 ≒ <u>4,000円</u> 計 <u>8千円</u>	

区分		対象事業名等	算 定 方 法 等	予 算 算 定
企	一			
負	負	汚水公費負担金	<p>【内容】分流式下水道事業の資本費（施設を整備するために必要な経費）のうち、公費で負担すべきもの</p> <p>元利償還金の一部（公共下水道事業0.4、特定環境保全公共下水道事業及び集落排水事業0.7）から、控除対象である雨水建設事業に係る元利償還金を除いた額</p> <p>※公共下水道事業と集落排水事業と、それぞれで算出しているため、予算算定及び決算算定にて端数ずれ有</p>	<p>公共下水道事業元利償還金（汚水分及び雨水分） うち対象の4割</p> <p>【元金：3,496,917,000円×0.4】 -① 【利子：502,494,000円×0.4】 -②</p> <p>特定環境保全公共下水道事業元利償還金うち対象の7割</p> <p>【元金：171,227,000円×0.7】 -③ 【利子：34,893,000円×0.7】 -④</p> <p>集落排水事業元利償還金うち対象の7割</p> <p>【元金：233,751,000円×0.7】 -⑤ 【利子：20,301,000円×0.7】 -⑥</p> <p>雨水分元利償還金繰入額</p> <p>【元金：434,325,000円】 -⑦ 【利子：44,662,000円】 -⑧</p> <p>【元金分】 ①+③+⑤-⑦ ≒ 1,247,927,000円</p> <p>【利子分】 ②+④+⑥-⑧ ≒ 194,972,000円</p> <p>元利合計 1,442,899千円</p>
担	担			

区分		対象事業名等	算 定 方 法 等	予 算	算 定
企	一				
負 担 金	負 担 金	高資本費対策 負担金	<p>【内容】 資本費が著しく高額になっている下水道事業のうち、 公費で負担すべきもの</p> <p>※特環が供用開始から30年経過したため、令和8年以降の繰出 は終了。</p> <p>農業集落排水事業の対象事業費の一部 (要件)</p> <p>①事業の供用開始30年未満かつ ②前々年度使用料対象資本費単価46円以上かつ ※決算時の単価 ③前々年度使用料単価150円以上 (調整率：使用料単価③ < 209円の場合のみ)</p>	<p>農集：119.7050円×有収水量 349,740m³×調整率 0.8927 ≒ <u>37,374千円</u> (令和7年度繰出基準)</p>	
			計 ①	1,690,795千円	

区分		対象事業名等	算 定 方 法 等	予 算 算 定
企	一			
補 助 金		普及促進補助金	【内容】水洗便所の普及促進を目的とする補助金ほか 水洗便所改築資金貸付金事務にかかる経費 (一般職1人、事務費)及び水洗便所改造費補助金	職員人件費1名分(貸付事務担当) 6,271,000円-① 業務費のうち貸付金事務費 656,364円-② 水洗化等補助金 5,387,750円-③ ①+②+③ = 12,315,114 ÷ <u>12,316千円</u>
	補 助 金	集落排水事業 収支補てん補 助金	【内容】農業集落排水、漁業集落排水事業に対する収支補てん 農業集落排水、漁業集落排水事業の収支が不足する額 集落排 水事業の収入と支出の差額 (現金を伴わない収入及び支出を除く)	(収益的支出(現金支出のみ)+資本的支出) - (収益的収入(現金収入のみ)+資本的収入) 農集: (168,872,000円+206,698,000円) - (258,949,000円+11,178,000円) = <u>105,443,000円</u> 漁集: (112,987,000円+26,926,000円) - (74,546,000円+2,613,000円) = <u>62,754,000円</u> <u>計168,197千円</u>

区分		対象事業名等	算 定 方 法 等	予 算	算 定
企	一				
負担金		【内容】集落排水事業の統合に要する資本費の一部（利子） 集落排水事業の統合に要する経費		公共 4,444,000円 - ①	
				特環 230,000円 - ②	
				基準外① - 2,666,000円（基準内） = 1,778,000円 - ③ ② - 184,000円（基準内） = 46,000円 - ④ ③ + ④ = 1,824,000円 ≒ <u>1,824千円</u>	
出資金	集落排水事業 統合推進補助 金（財源不足 分）	【内容】集落排水事業の統合に要する資本費の一部（元金） 集落排水事業の統合に要する経費		公共 7,305,271円 - ①	
				特環 770,218円 - ②	
				基準外① - 4,383,000円（基準内） ≒ 2,922,000円 - ③ ② - 616,000円（基準内） ≒ 154,000円 - ④ ③ + ④ = 3,076,000円 ≒ <u>3,076千円</u>	
		【内容】集落排水事業の統合に要する経費 集排統合分元金不足額及び集落排水事業統合分建設改良費から 企業債等の特定財源を除いた額		集排統合分建設改良費 368,519,000円 - ① 企業債等の特定財源 349,825,000円 - ② ① - ② = <u>18,694千円</u>	
		計 ②		204,107千円	
		小計 ③ (① + ②)		1,894,902千円	

区分		対象事業名等	算定方法等	予算	算定
企	一				
出 資 金	出 資 金	雨水処理元金等	【内容】 企業債元金償還ほか 雨水事業に係る企業債の元金償還金に相当する額 及び雨水建設事業に係る経費（企業債等の特定財源を除く）ほか	雨水分元金償還額 434,325,341円－① 雨水分建設改良費 76,392,000円－② 企業債等の特定財源 71,289,000円－③ 営業設備費（雨水分）0円－④ ①+②-③+④ ≒ 439,428,341円 ≒ <u>439,428千円</u>	
		下水道普及特別対策事業元金	【内容】 企業債元金償還 普及特別対策に要する経費の55%	普及特別対策分元金償還額×55% 526,050,463円 × 55% = 289,327,754円 ≒ <u>289,328千円</u>	
		臨時財政特例債元金	【内容】 企業債元金償還 臨時財政特例債等の償還に要する経費	臨時財政特例債分元金償還額 656,875円 ≒ <u>657千円</u>	
		緊急下水道整備特定事業元金	【内容】 企業債元金償還 緊急下水道整備特定事業に要する経費	緊急下水道整備特定事業臨時措置分元金償還額 23,636,774円 ≒ <u>23,637千円</u>	
		下水道事業債特別措置分元金	【内容】 企業債元金償還 下水道事業債（特別措置分）に要する経費	下水道事業債（特別措置分）元金償還額 <u>1,304,113千円</u>	

区分		対象事業名等	算 定 方 法 等	予 算	算 定
企	一				
出 資 金	出 資 金	脱炭素化事業 元金出資金	【内容】 企業債元金償還 公営企業の脱炭素化の取組に要する経費	脱炭素化事業債元金償還額 1,131,319円 ≒ <u>1,131千円</u>	
		過疎対策事業債 元金出資金	【内容】 企業債元金償還 過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるために起こした地方債の元利償還に要する経費	公共：過疎債元金償還額 721,191円 ≒ <u>722,000円</u> 農集：過疎債元金償還額 240,054円 ≒ <u>240,000円</u> 漁集：過疎債元金償還額 62,355円 ≒ <u>62,000円</u> 計 <u>1,024千円</u>	
		公営企業会計適 用債 元金出資金	【内容】 企業債元金償還 地方公営企業法の適用に要する経費	公営企業会計適用債元金償還額 × 70% 農集：776,000円 × 70% = <u>543,000円</u> 漁集：774,000円 × 70% = <u>542,000円</u> 計 <u>1,085千円</u>	
		広域化・共同化 元金出資金	【内容】 広域化・共同化に要する資本費の一部（し尿・集排） 広域化・共同化に要する経費	公共 7,305,271円 - ① 特環 770,218円 - ② 基準内① × 0.6 ≒ 4,383,000円 - ③ ② × 0.8 ≒ 616,000円 - ④ ③ + ④ = <u>4,999千円</u>	
		計 ④		2,065,402千円	
		合 計 (③ + ④)		3,960,304千円	